

高山市環境基本計画

令和7年3月

高 山 市

目 次

第1章 計画の基本的事項

1. 策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	3

第2章 目指す姿

1. 基本理念	4
2. 将来像	4
3. 計画の視点	4

第3章 施策の展開

1. 施策の体系	5
2. 重点的な取り組み	6
3. 施策の展開	9
【基本目標1】脱炭素社会の実現	9
①温暖化対策の推進	9
②気候変動への適応	12
【基本目標2】循環型社会の形成	14
①資源循環の推進	14
②ごみの適正処理	16
【基本目標3】自然との共生	18
①自然環境の保全と活用	18
②自然とのふれあいの創出	23
③生物多様性の保全	25
【基本目標4】良好な生活環境の確保	27
①公害の防止	27
②生活環境・景観の保全	29

③文化財等の保存・継承・	3 3
【基本目標5】未来につなぐ人づくり・	3 5
①環境教育・環境学習の推進・	3 5
②環境に配慮したライフスタイルの推進・	3 7

第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制・	3 8
2. 進行管理・	3 8
3. S D G s の推進・	3 8
4. 各主体・組織の構成・役割・	3 9
参考資料・	4 1
用語集・	4 5

第1章 計画の基本的事項

1. 策定の背景

本市では、平成7（1995）年4月に、豊かで快適な環境の保全及び創造に係る基本理念を定めた「高山市環境基本条例（以下、「条例」という）」を制定しました。平成10（1998）年3月には、条例第7条の規定に基づき「高山市環境基本計画」を策定し、その後平成18（2006）年3月に第2次計画、平成27（2015）年3月に第3次計画を策定し、環境に関する様々な施策に取り組んできました。

近年、地球温暖化や生物多様性の損失といった環境問題が深刻化しています。特に気候変動への対応は国際的にも重要視されており、異常気象による災害の発生頻度の増加や、生物の存続に危機的状況をもたらしています。このような状況に対応するため、2050年カーボンニュートラルの達成や循環型社会への移行などが求められています。

地球規模で進む環境問題に対応していくとともに、本市が誇る豊富な自然環境や豊かな社会環境を地域の人々が将来にわたって守り続けるため、第4次計画を策定しました。

■主な社会動向

○国際社会

- ・パリ協定の合意（平成27（2015）年12月）

世界共通の目標として「世界の気温上昇を2℃を十分下回り、1.5℃未満に抑える努力をすること」が採択された。

- ・I P C C第六次評価報告書（令和4（2022）年3月）

「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と報告された。

- ・国連生物多様性条約第15回締約国会議（C O P 15）（令和4（2022）年12月）

令和12（2030）年までに陸と海の30%以上を保全する目標「30by30」が定められた。

- ・G 7広島首脳コミュニケ（令和5（2023）年5月）

「地球は気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機に直面している」と明確に述べられた。

○国

- ・2050年カーボンニュートラル宣言（令和2（2020）年10月）

令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとすることが宣言された

- ・温室効果ガス46%削減目標の表明（令和3（2021）年4月）

令和12（2030）年度までに温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比46%削減、さらに50%の高みに向けて挑戦することが表明された。

第2章 目指す姿

- ・プラスチックにかかる資源循環の促進等に関する法律制定（令和4（2022）年4月）
プラスチックごみの排出抑制、再資源化等を促進する法律が制定された。
- ・生物多様性国家戦略2023-2030策定（令和5（2023）年3月）
令和12（2030）年までに生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現を目指すことが掲げられた。
- ・第六次環境基本計画策定（令和6（2024）年5月）
地球が気候変動、生物多様性の損失及び汚染の3つの世界的危機に直面していることを踏まえ、以下の方針により策定した。
目 的：環境保全を通じた現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上
ビジョン：循環共生型社会（環境の質を上げることによって成長・発展できる文明）

〇県

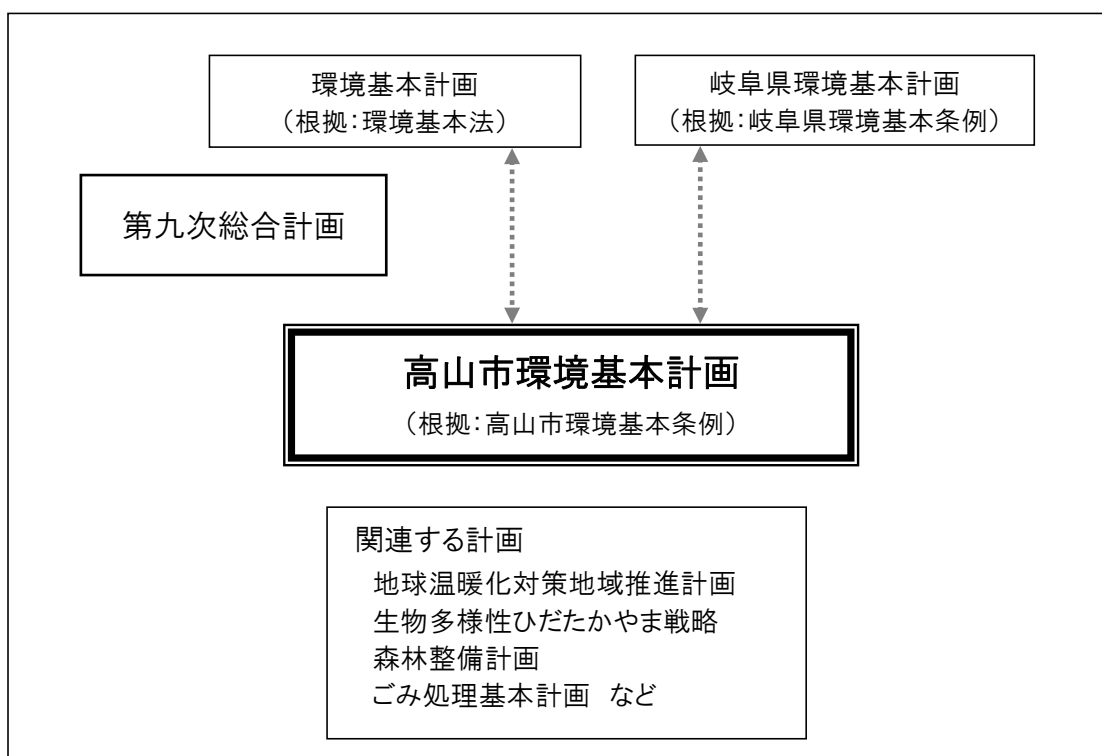
- ・「脱炭素社会ぎふ」表明（令和2（2020）年12月）
令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする「脱炭素社会ぎふ」の実現を目指すことを表明した。
- ・岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例改正（令和3（2021）年3月）
平成21（2009）年に施行した地球温暖化防止基本条例を、温室効果ガスの排出削減（緩和）の強化とともに気候変動の影響による被害の防止、軽減を図る対策（適応策）を推進するため、当該条例を「岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例」と改正した。
- ・第六次岐阜県環境基本計画策定（令和3（2021）年3月）
豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を推進するため、以下の方針により策定した。
基本理念：自然と人が共生する持続可能な「清流の国ぎふ」の実現
将 来 像：①地球温暖化の緩和と適応による気候変動の最小化
②3Rによる資源循環型社会の形成
③自然環境の保全と持続的な活用
④県民の安全・安心で健康的な生活環境の確保
⑤県民や事業者への環境にやさしいライフスタイルやビジネスマインドの定着
- ・岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画改訂（令和5（2023）年3月）
令和12（2030）年度までに温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比48%削減、さらに50%の高みに向けて挑戦するため、中間目標を見直した。

2. 計画の位置づけ

環境基本計画は、環境基本条例の基本理念のもと、豊かで快適な環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る上で、中心的な役割を担う環境面の総合的な計画です。

また、将来のあるべき姿とすすむべき方向についての基本的な指針を示した「高山市第九次総合計画」では、あるべき姿（都市像）を「暮らす人、訪れる人が「しあわせ」を実感するまち 飛騨高山」と定めており、本計画はその実現のため、豊かな自然と美しい景観などの特性を活かした持続可能なまちづくりをすすめる方向性を示す役割も担っています。

本市の個別計画における環境に関する取り組みについては、本計画との整合を図ります。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和16（2034）年度までの10年間とします。

第2章 目指す姿

1. 基本理念

環境基本条例第3条に定める基本理念を、この計画の基本理念とします。

基本理念

1. 豊かで快適な環境の保全及び創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを考慮して、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来にわたって継承されるよう積極的に推進する。
2. 豊かで快適な環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷をできる限り低減する行動を行うことにより、積極的に推進する。
3. 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることを考慮して、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進する。

2. 将来像

環境基本条例の基本理念をふまえ、この計画の目指す将来像を次のとおりとします。

守りはぐくむ 豊かな自然とやさしい心 ^{いのち} 生命かがやく飛騨高山

3. 計画の視点

将来像の実現を目指し、計画を推進していくための長期的な視点を次のとおりとします。

環境基本条例の基本理念のもと、「共生」、「循環」、「参加」の3つの視点から本市の持つ特性や時代の流れを的確にとらえ計画を推進します。

「共生」・・・自然と共存する仕組みづくり

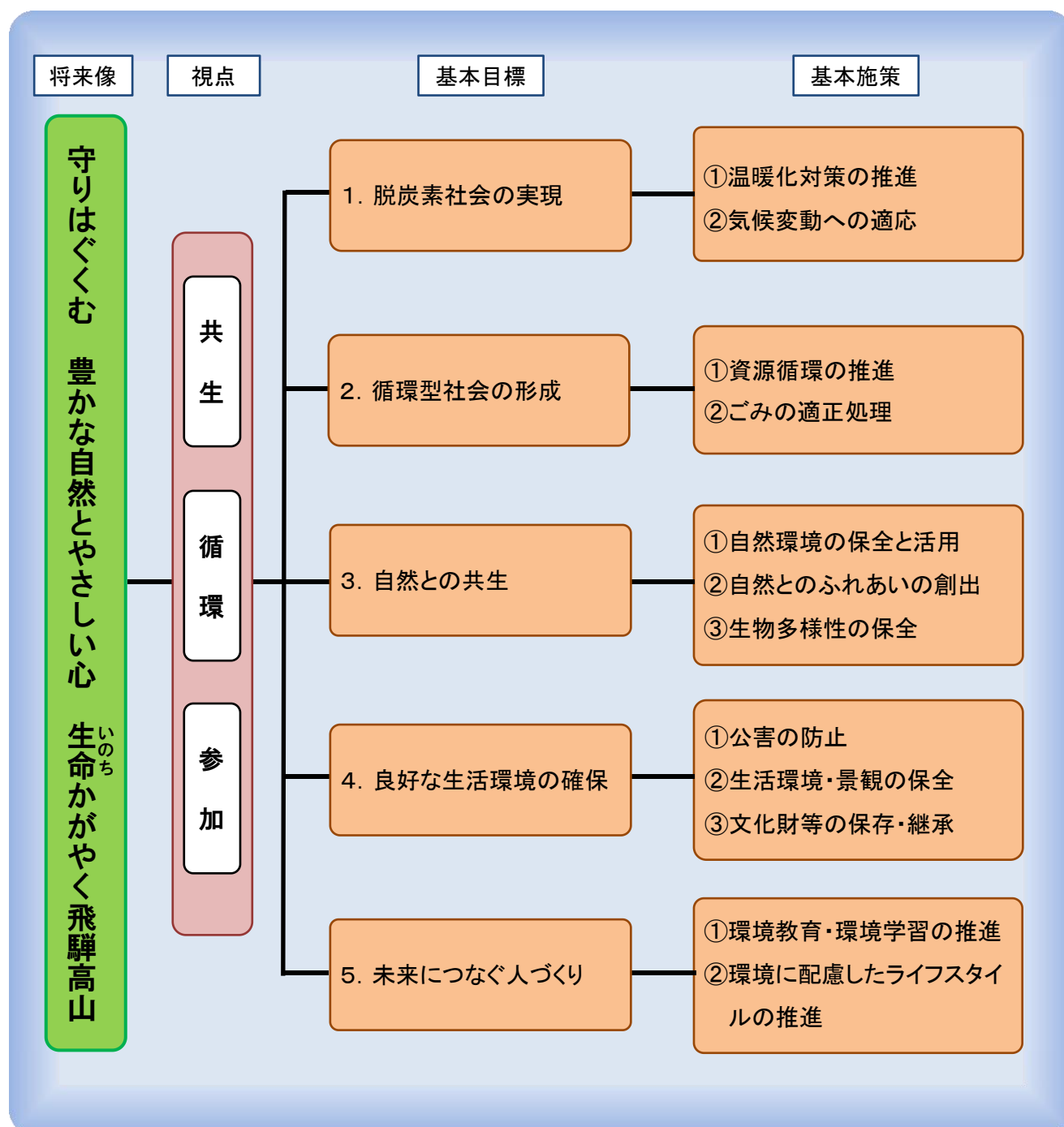
「循環」・・・環境負荷の少ない循環型社会づくり

「参加」・・・環境保全活動に取り組む人づくり

第3章 施策の展開

1. 施策の体系

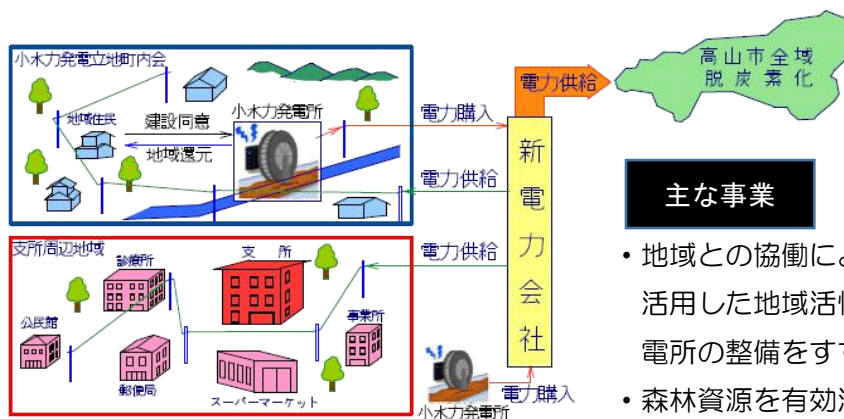
将来像の実現に向け、5つの基本目標を定め、施策を展開します。



2. 重点的な取り組み

目標達成に向けて、特に力を入れていく6つの重点的な取り組みを示します。

① 脱炭素地域づくりの推進、再生可能エネルギーの導入と利用の促進



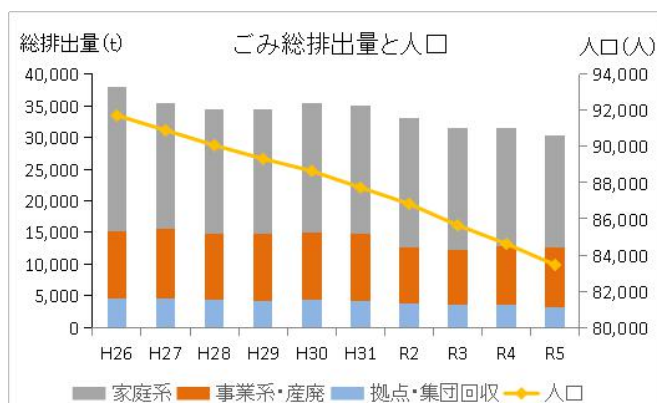
主な事業

- 地域との協働による中山間地域の河川を活用した地域活性化につながる小水力発電所の整備をすすめます。
- 森林資源を有効活用する製材端材による木質バイオマス熱電併給設備の導入をすすめます。
- 「再エネ自給率見える化サービス」による普及啓発やセミナーの開催、専用ホームページの開設などにより、行動変容を促進します。
- 再生可能エネルギーの新たな支援制度を検討します。

② ごみの減量・資源化の推進、適正処理の推進

主な事業

- ごみ減量化推進のための新たな取り組み（ごみ処理手数料の見直しなど）を検討します。
- 廃プラスチックの資源化や不燃ごみの分別細分化により、埋立処理量の削減をすすめます。
- 環境配慮事業所認証制度などにより、環境配慮行動を推進します。
- ごみ分別アプリの提供やリサイクル推進員による分別方法の周知、ごみ捨てルール of 徹底に取り組みます。
- ごみの排出実態を把握（食品ロス削減に向けた実態調査など）し、施策に反映します。



③ ごみ処理施設を活用したエネルギー循環、ごみ処理施設と周辺環境対策

主な事業

- ごみ焼却施設の余熱を利用した発電による電気の施設内利用、余剰電力の売電及び近隣施設での蒸気利用をすすめます。
- 余熱発電による電気を利用した水素生成及び水素エネルギーの活用を検討します。
- 循環型社会や脱炭素型社会に寄与する新ごみ処理施設の整備をすすめます。
- 国内トップクラスの排ガス自主規制値による環境に配慮した新ごみ処理施設を適正に運用します。
- 新ごみ処理施設を活用したごみの減量化、熱エネルギー利用、脱炭素社会構築などに関する学習機会を提供します。



④ 自然環境の保全（循環型林業の構築・多様な森林機能の発揮）

主な事業

- 地籍調査や森林推定地番図の作成などにより、森林境界の明確化を推進します。
- デジタル技術の活用、林業機械の貸出など小規模林業事業体への支援により、林業の裾野の拡大をすすめます。
- 川上から川下へのサプライチェーン構築により、広葉樹の販路拡大などの市産材の活用を推進します。
- 市内森林内の広葉樹調査などにより、長期的スパンの森林整備、木材生産及び二酸化炭素吸収量の増大を検討します。
- 木育など木から学び、木に親しむ、木を有効利用する、木に癒されるなどの木の特性の普及啓発を行います。



⑤ 自然公園等の保全と利用の推進

主な事業

- ・岐阜県中部山岳国立公園活性化推進協議会による地域活性化事業の実施や、奥飛騨ビジターセンターを拠点とした自然体験の提供・情報発信に努めます。
- ・松本高山 Big Bridge 構想の取り組みなどにより、山岳、自然、温泉といった多様な見どころを発信し、誘客に向けたプロモーションを推進します。
- ・乗鞍岳エコツーリズム推進全体構想に基づき、乗鞍岳や周辺地域の自然環境の保全と適正な利用による持続可能な地域づくりを推進します。



⑥ 環境教育・環境学習の充実

主な事業

- ・森林の多面的機能や林業などについて理解を深めるため、「ぎふ木遊館サテライト施設」を拠点に、多世代を対象とした木育・森林環境教育の場を提供します。



- ・自然保護や郷土の自然に対する意識を醸成する自然環境学習や山の自然学校を開催します。
- ・特定外来生物の防除講習会や出前講座により、生物多様性の重要性について学ぶ機会の提供に努めます。
- ・水生生物による河川水質調査（カワゲラウォッチング）の実施により、河川環境の保全について興味・関心を持つ機会の提供に努めます。

3. 施策の展開

基本目標1 脱炭素社会の実現

本市は広大な森林や豊富な温泉資源等の自然エネルギー資源を有しており、地域の自然環境や景観、資源の状況に配慮しながら積極的かつ効果的に活用していく必要があります。

自然資源を活用した自然エネルギーの導入促進を図るとともに、自然エネルギーを活かした地域づくりをすすめることにより、地球環境の保全に努めます。

温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」とともに、気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対する「適応」を同時にすすめていく必要があります。

基本施策① 温暖化対策の推進



現状と課題

- ・平成27（2015）年のパリ協定に基づき、すべての国が地球温暖化の要因となる温室効果ガスの削減に取り組むこととなり、国は、令和2（2020）年に「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。市においても令和5（2023）年11月、環境省の脱炭素先行地域の選定とともにゼロカーボンシティを表明しました。
- ・市は令和3（2021）年に、地球温暖化対策及び気候変動対策を一元的かつ効果的に推進する第二次高山市地球温暖化対策地域推進計画を策定しました。再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの取り組み、気候変動への適応などを、市民、事業者、市が一体となってすすめることにより、二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指しています。
- ・石油や石炭などの化石燃料を燃焼することによって得られるエネルギーにより、大気中に大量の二酸化炭素が排出されるため、省エネルギーの取り組みが求められています。
- ・本市の豊富な自然資源を活用し、エネルギーの地産地消や地域経済の循環を図り、地域活性化や持続可能な地域づくりにつなげることが求められています。

主な取り組み

1) 脱炭素地域づくりの推進

本市は日本一広大な面積を有する市で、その約92%を森林が占め、急峻な地形が多く、水が豊富であるなど自然エネルギーのポテンシャルを有しています。

脱炭素先行地域の取り組みとして、豊富な水と急峻な地形を利用した小水力発電を中心に、木質バイオマス発電が小水力発電を補完する仕組みを構築し、自然エネルギーの

地産地消による地域課題解決モデルとして、2050年の市全域ゼロカーボンを目指します。

●脱炭素先行地域づくり事業の推進

- ・地域との協働により、中山間地域の河川を活用した地域活性化につながる小水力発電所の整備をすすめます。
- ・森林資源を有効活用する製材端材による木質バイオマス熱電併給設備の導入をすすめます。
- ・「再エネ自給率見える化サービス」による普及啓発やセミナーの開催、専用ホームページの開設などにより、行動変容を促進します。

●温室効果ガス吸収源対策の推進

- ・100年先の望ましい森林配置計画（木材生産林、環境保全林、観光景観林、生活保全林）に沿った森林づくりを推進します。
- ・間伐材や林地残材などのカスケード利用により森林資源を有効活用し、森林整備を促進します。
- ・都市部自治体との連携による森林整備及びカーボンオフセットなど、地球温暖化対策に資する森づくりを推進します。

2) 再生可能エネルギーの導入と利用の促進

本市は豊かな自然資源に恵まれ、様々な主体による再生可能エネルギーの導入が行われています。

地域住民の理解を得ながら、地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入や再生可能エネルギー由来の電力利用を促進することにより、持続可能な地域づくりをすすめます。

●再生可能エネルギーの導入促進

- ・再生可能エネルギーの新たな支援制度を検討します。
- ・自然環境、景観、地域特性に配慮した小水力発電、木質バイオマス発電をはじめ、太陽光発電、地熱発電など再生可能エネルギーの導入を促進します。
- ・自家消費型太陽光発電設備や蓄電池、V2Hの導入などによる自家消費型再生可能エネルギーの導入を促進します。
- ・公共施設の新築などにおける木質バイオマスボイラーや木質ペレットストーブの導入を促進します。

●再生可能エネルギーの利用促進

- ・再生可能エネルギー由来の電力や、市内産の再生可能エネルギーの利用を促進します。

- ・地元町内会と連携した小水力発電所の建設など、脱炭素社会に向けた市民の参画を促進します。
- ・水素エネルギーの活用に向けた検討を行います。

3) 省エネルギー活動の促進

私たちの暮らしや社会においては、電気、ガス、水道をはじめ運輸、通信などに至るまで、エネルギーを利用しています。市民一人ひとりがエネルギーの消費による温室効果ガスについて問題意識を持ち、削減に取り組むよう行動変容を促し、省エネルギー活動を促進します。

●省エネルギー活動の啓発、促進

- ・脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」を啓発し、浸透を図ります。
- ・高山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、温室効果ガス削減に向けた市の取り組みを推進します。
- ・LED照明や高効率ボイラーなど、省エネルギー効果の高い機器の導入をすすめます。

●電動車の普及や公共交通機関等の利用促進

- ・温室効果ガス排出量の少ない電動車（EV、燃料電池自動車など）の導入を促進します。
- ・電動車の利用目的に応じ、充電設備（急速・普通）の設置を促進します。
- ・公共交通機関や自転車の利用を促進します。
- ・エコドライブの促進などにより、排出ガス抑制意識の高揚を図ります。

●建築物や設備・機器の省エネルギーの促進

- ・市施設の新築又は大規模改修における ZEB の導入を検討します。
- ・住宅、建築物の省エネ性能の向上等を図るための ZEH や ZEB などの普及啓発を行います。
- ・高山市公共施設等木造化方針に基づき、公共施設の木造化や木質化、木質バイオマスの利用をすすめます。
- ・省エネルギー住宅やエコリフォームを促進します。
- ・省エネルギー性能の高い製品の選択や設備への更新を促進します。

基本施策②

気候変動への適応



現状と課題

- ・平成27（2015）年に開催されたC O P21において、気候変動への適応能力の向上とレジリエンス（強靱性）の強化、脆弱性の低減という適応に関する目標や持続可能な発展の促進を目指すことが掲げられました。
- ・国は、気候変動適応法に基づき、気候変動適応に関する施策を総合的かつ計画的に推進する気候変動適応計画を平成30（2018）年に策定しました。その後令和5（2023）年に気候変動適応法を改正し、熱中症に関する国の対策を示す実行計画や国民に注意を促す特別警戒情報の法定化など、熱中症対策の強化が図られました。
- ・県は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により、地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的として、令和2（2020）年に「岐阜県地球温暖化防止活動推進センター」を設置し、県民への普及啓発、環境プログラムの実施、中小企業への省エネ支援などを行っています。
- ・日本の平均気温は、100年あたり1.4℃の割合で上昇しています。特に1990年代以降、高温となる年が頻出しています。
- ・温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」とともに、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対する「適応」をすすめていく必要があります。

主な取り組み

1）気候変動への適応

気候変動によって、気温の上昇や大雨の増加、農作物の品質低下、熱中症のリスクの増加など、深刻な影響が生じています。その影響を回避・軽減する「適応」の取り組みをすすめます。

●農林畜産業に関する適応

- ・品種改良や代替品種の研究検討、作業環境の見直しや注意喚起による農作物の収量増加、作業中の熱中症対策に取り組みます。
- ・暖冬や渇水に対応した農業用水施設整備の検討及び計画的な用水利用を啓発し、侵入防止柵の設置や捕獲など野生鳥獣被害防止対策に取り組みます。
- ・多面的機能支払い交付金制度を活用した水路の長寿命化、施設利用者への適正な維持管理の啓発を行います。
- ・気温上昇の変化に対応した農作物に関する情報を収集し、提供します。
- ・定期的な林道パトロールや除草作業、維持修繕や排水処理などの機能強化による災害に強い林道の維持管理に努めます。

- ・暑熱による家畜や飼料用作物への影響に備え、畜舎設備の機能向上や飼料用作物の品種改良の研究に取り組みます。

●水資源、自然災害、自然生態系に関する適応

- ・水道水の水源となる河川や地下水の水量や水質変化に適応するため、水源保全地域の指定による取水量や排水量の監視、濁度計による水質監視機能の強化、紫外線処理施設による浄水機能の強化などに取り組みます。
- ・豪雨や土砂災害の増加に備え、護岸・河床の整備や適正な水門管理、ハザードマップによる浸水想定区域の周知、道路沿線立木の伐採によるライフラインの保全対策や備蓄計画に基づく災害備蓄品の整備などに取り組みます。
- ・避難訓練などの実施や集中豪雨・土砂災害への対策の強化を図ります。

●健康や生活に関する適応

- ・指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を指定し、開放を行います。

●気候変動に関する周知・啓発

- ・感染症・熱中症などの予防、農作物の育成・選定及び災害防除などの情報提供を行います。

基本目標2 循環型社会の形成

再生可能な資源を有効活用することにより、廃棄物の発生を抑えた持続可能なまちづくりを進めていくことが重要です。食品ロスの削減や食品リサイクル等による資源活用、使用済製品等のリユース、プラスチック等の資源循環等などに取り組み、循環型社会の形成をすすめます。

基本施策①

資源循環の推進



現状と課題

- ・国は、循環型社会形成を目指した3R(廃棄物の発生抑制「Reduce リデュース」、再使用「Reuse リユース」、再生利用「Recycle リサイクル」)の推進、産業廃棄物処理対策の強化、不法投棄対策の強化、災害廃棄物対策の強化をすすめています。
- ・平成30(2018)年に策定した国の第4次循環型社会形成推進基本計画において、令和12(2030)年度までに家庭からの食品ロスを半減する目標が掲げられています。
- ・国は令和元(2019)年、3R+Renewable(再生可能資源の活用)を基本原則とした「プラスチック資源循環戦略」を策定し、その具体策としてレジ袋有料化が令和2(2020)年にスタートしました。
- ・海洋へのプラスチックごみの流出による環境汚染が大きな問題となったことから、国は令和3(2021)年に制定した「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、プラスチックの資源循環等の取り組みを促進しています。
- ・市民へのごみの分別方法の啓発、集団資源回収の奨励、再生可能な資源ごみの再資源化などにより、市のごみの総排出量は減少していますが、市民1人あたりの可燃ごみの排出量は増加しています。
- ・事業系廃棄物の増加、集団資源回収量の減少などにより、ごみの総排出量に占める資源ごみの割合を示す資源化率は低下傾向にあります。
- ・3Rのさらなる推進による廃棄物の減量化・資源化が必要です。
- ・ごみの減量化のために市民、事業者、市の連携を強化し、生産、流通、販売、消費、廃棄等各段階における配慮や対策が必要です。

主な取り組み

1) ごみの減量・資源化の推進

生ごみの減量化や使い捨てプラスチック等の排出抑制、ごみ処理手数料の見直しなどにより、ごみの減量化と発生抑制を図ります。

リフォーム製品フェア等の開催による再使用の促進を図るとともに、デポジット方式

やりターナブル容器の普及促進などにより、不用品の再使用に対する市民の理解を深め、再使用の促進を図ります。

ごみの分別方法の周知徹底、指導の充実や集団資源回収の奨励などの実施により再生利用に対する市民の理解を深めるとともに、環境物品(環境負荷低減に資する製品・サービス)の使用を促進します。

●3R（廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用）の推進

- ・ごみ減量化推進のための新たな取り組み（ごみ処理手数料の見直しなど）を検討します。
- ・廃プラスチックの資源化や不燃ごみの分別細分化により、埋立処理量の削減をすすめます。
- ・ごみの排出実態を把握（食品ロス削減に向けた実態調査など）し、施策に反映します。
- ・生ごみ堆肥化装置の購入促進などにより、生ごみの減量化を推進します。
- ・使い捨て製品、プラスチック製品の使用抑制などにより、廃棄物の発生を抑制します。
- ・3010（サンマルイチマル）運動やフードドライブなど、食品ロス削減に向けた取り組みを推進します。
- ・リフォーム製品フェアの開催やフリーマーケットの活用などにより、再使用の推進に取り組めます。
- ・集団資源回収などの奨励により、資源物の回収を推進します。
- ・紙ごみ等の資源化や分別方法の周知徹底などにより、再生利用を推進します。
- ・公共工事の発注における建設発生土の抑制やリサイクル資材の活用（建設発生土の再利用や再生アスファルト合材、再生砕石の使用）を推進します。

●環境配慮行動の推進

- ・環境配慮事業所認証制度などにより、環境配慮行動を推進します。
- ・環境配慮製品・サービスの選択など、消費者の環境配慮行動を推進します。
- ・「環境の日」や「ごみゼロの日」などの機会を活用し、環境に対する意識の啓発を図ります。
- ・高山市ポイ捨て等及び路上喫煙禁止条例に基づき、吸い殻や空き缶等のポイ捨てや路上喫煙に対する取り組みをすすめます。

2) ごみ処理施設を活用したエネルギー循環

新ごみ処理施設で発生する熱エネルギーを効率的に活用して電気使用量などを削減し、二酸化炭素の排出抑制につなげます。

●ごみ処理施設を活用したエネルギー循環

- ・ごみ焼却施設の余熱を利用した発電による電気の施設内利用、余剰電力の売電及び近隣施設での蒸気利用をすすめます。
- ・余熱発電による電気を利用した水素生成及び水素エネルギーの活用を検討します。

基本施策②

ごみの適正処理



現状と課題

- ・ごみの中間処理施設である資源リサイクルセンターと久々野クリーンセンターの焼却施設は、供用を開始してからともに30年以上経過しており、老朽化が進行しています。
- ・焼却や選別などの中間処理を経て、リサイクル(再生利用)されず残った廃棄物は、資源リサイクルセンター及び丹生川埋立処分地で埋立処分しています。
- ・処理施設では、法に準じて排ガスや焼却灰に含まれるダイオキシン類等の有害物質の測定、施設周辺の大気、悪臭、土壌の測定、埋立処分地からの排水の測定等を定期的を実施して、環境基準値を遵守するとともに、その結果を公表しています。
- ・資源リサイクルセンターの第一次埋立処分地は埋立が完了したため、跡地の整備を進める必要があります。
- ・現在運用中の第二次埋立処分地の埋立残余年数延命化の方策を検討する必要があります。
- ・廃棄物の適正な分別や排出方法については、冊子の配付、広報たかやまや説明会等で情報提供を行ってきましたが、分別など排出ルールが守られていない違反ごみが依然として見受けられます。
- ・再生可能エネルギー利用の取り組みの一環として、新ごみ焼却処理施設の余熱の活用方法などについて検討する必要があります。

主な取り組み

1) ごみの適正処理の推進

分別収集によるごみの適正排出の取り組みを今後も継続するとともに、効率的な収集運搬及び不法投棄の未然防止を図ります。

●ごみの分別ルールの徹底

- ・ごみ分別アプリの提供やリサイクル推進員による分別方法の周知、ごみ捨てルールの徹底に取り組みます。
- ・パトロールの強化や関係機関との連携により、不法投棄の防止及び不法投棄者への指導強化や取り締まりを行います。

●排出・収集運搬方式の見直し

- ・人口減少等によるごみ排出量の減少に対応した収集区分や収集頻度などの最適化について検討します。

●ごみ処理施設の安全稼働

- ・ごみ処理施設の適正な維持管理を行います。

- ・排ガスなどの測定値の監視により環境基準値を遵守し、測定結果の公表を行います。

2) ごみ処理施設と周辺環境対策

新ごみ処理施設の整備や埋立跡地の活用、ごみの焼却熱等の有効利用などにより、ごみ処理施設と周辺環境の整備に取り組めます。

●ごみ処理施設の整備

- ・循環型社会や脱炭素型社会に寄与する新ごみ処理施設の整備をすすめます。
- ・国内トップクラスの排ガス自主規制値による環境に配慮した新ごみ処理施設を適正に運用します。
- ・新ごみ処理施設を活用したごみの減量化、熱エネルギー利用、脱炭素社会構築などに関する学習機会を提供します。
- ・埋立が終了した第1次埋立処分地の跡地を利用する公園整備を推進します。

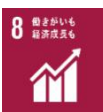
基本目標3 自然との共生

本市の地形や地質は活発な地殻変動の影響を受けて変化に富み、傑出した自然景観を形成しています。源流域を有する河川、湿地、池等のほか、高山帯から低山帯に至る多様な自然環境は、絶滅が危惧されている希少動植物を含む多種多様な生き物を育み、私たちの暮らしにも密接に関係しています。

その豊かで貴重な自然環境を大切に保全するとともに、自然への負荷に十分に配慮した利活用を図ることにより、自然との共生を図ります。

基本施策①

自然環境の保全と活用



現状と課題

- ・令和4（2022）年に開催された国連生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において、令和12（2030）年までに陸と海の30%以上を保全する目標「30by30」が定められました。
- ・国では、令和5（2023）年に「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、令和12（2030）年までに生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現を目指すことが掲げられました。気候変動対策や循環経済への移行とともに、取り組むこととされています。
- ・日本一広大な市域を有する本市は、海拔が436mから3,190mと標高差が大きく、内陸型と日本海型の気候を併せ持ち高標高では山岳気候となるほか、植物の垂直分布は照葉樹林帯からハイマツ帯を超える高山帯までと広範囲となっています。多種多様な動植物が確認され、国の特別天然記念物に指定されているライチョウをはじめ、絶滅が危惧される希少動植物が生息・生育しています。
- ・傑出した自然景観とともに貴重な動植物を守り、後世に引き継ぐため、保護と利用のバランスを図りながら国立公園や県立自然公園等、豊かで恵まれた自然環境を地域資源として活かすことが望まれています。
- ・森林の適正管理を長期的視点ですすめるうえで、所有者や境界不明の森林及び森林経営に不向きな人工林の顕在化などが課題となっています。
- ・農地が減少する傾向にあって、水田等を生息地とする生き物等の生態系に影響を与えていることから、田園風景や緑の減少に繋がる農地転用許可や開発許可の運用に際しては配慮が必要です。
- ・親水等を目的とした河川環境整備がすすめられており、各河川の治水事業や災害復旧事業と併せて生態系保全や住民の憩いとレクリエーションの場を提供する多自然川づくりを基本とした河川整備をすすめる必要があります。

主な取り組み

1) 自然環境の保全

100年先を見すえた長期的な視点による森林整備の推進、環境に配慮した河川整備の実施などにより、身近な自然環境の保全に努めます。

●循環型林業の構築

- ・地籍調査や森林推定地番図の作成などにより、森林境界の明確化をすすめます。
- ・デジタル技術の活用、林業機械の貸出など小規模林業事業者への支援により、林業の裾野の拡大をすすめます。
- ・川上から川下へのサプライチェーン構築により、広葉樹の販路拡大などの市産材の活用を推進します。
- ・市内森林内の広葉樹調査などにより、長期的スパンの森林整備、木材生産及び二酸化炭素吸収量の増大を検討します。
- ・生産性の高い森林区域設定、林道・作業道の整備などによる戦略的・計画的な森林整備を推進します。
- ・市民や事業者による広葉樹の植樹イベントの開催などにより、森林への興味向上、地球温暖化対策への貢献を図ります。
- ・移住者や学生に対する就業支援により、担い手の確保に努めます。

●多様な森林機能の発揮

- ・木育など木から学び、木に親しむ、木を有効利用する、木に癒されるなどの木の特性の普及啓発を行います。
- ・森林による災害防除機能を効果的に発揮させるため、住宅地付近の急傾斜地の間伐など適正な森林管理を行います。
- ・森林による水源涵養機能を効果的に発揮させるため、天然林の保全や計画的な伐採、再造林をすすめます。
- ・災害予防に資する森林法に基づく適正な林地開発の許可や保安林の転用解除制度などの適正な運用に努めます。
- ・森林の多様な機能の増進を図るため、森林環境譲与税を有効活用します。
- ・岐阜県水源地域保全条例及び高山市水道水源保全条例に基づく水源地域の指定による水源保全を推進します。
- ・私有林の整備に要する森林経営計画の策定促進及び計画に基づく適正な森林施業を推進します。
- ・適正な間伐などの管理により、森林の適正な管理と保全に努めるとともに、林業後継者の確保や生産活動の活性化を図ります。
- ・自然生態系や景観に配慮した森林整備及び林道などの整備・開発を行います。

- ・間伐材や林地残材などの木質バイオマスエネルギーの利用や、木工製品など新規利用の開拓をすすめます。

●持続可能な農業の推進

- ・環境や生態系にやさしい栽培方法による自然環境を保全するとともに、生産者の労働環境に配慮した持続可能な農業を推進します。

●環境に配慮した河川整備

- ・市街地の河川周辺環境と調和した水辺空間の形成などにより、親水性の確保を図るとともに、市民との協働による河川沿道の維持管理などをすすめます。
- ・生活排水処理施設の整備や水質調査の実施などを通して水質の浄化をすすめ、豊かな水辺や多くの水生生物が生息する河川環境の創出を図ります。

●自然災害の防止

- ・山地災害や農地災害、河川への土砂流出などの自然災害の未然防止に努めます。
- ・河川改修や雨水対策施設・土砂災害防止施設整備の促進、宮川防災ダム・久々野防災ダム・丹生川ダムなどの管理などにより、水害や土砂災害に備えた防災施設の強化を図ります。
- ・自然環境や景観などに配慮した工法による災害復旧事業を実施します。
- ・林業事業体と連携し、重点区域の間伐をすすめます。

●適正な宅地開発行為等の推進

- ・都市計画に関する制度の運用などにより土地利用の規制、誘導を図るとともに、まちづくりに関する計画及び指針に適合する指導や助言を行います。
- ・太陽光発電設備などの設置に対し、高山市開発行為に関する指針に基づく指導・助言を行います。
- ・農業振興地域整備計画による優良農地の確保と、農地法に基づく農地転用許可制度の適正な運用などを行い、身近な田園景観や自然生態系の保全に努めます。

2) 地域特有の自然資源の保護

保存樹・保存林の貴重な樹木等や野生動植物の生息地・生育地の保護、自然保護意識の高揚を図ることなどにより地域特有の自然資源の保護をすすめます。

●保存樹・保存林等の保護・保全

- ・高山市の緑を守り育てる条例に基づき指定している地域の貴重な保存樹・保存林について、適正な管理による保護・保全に努めます。

●動植物の保護・保全

- ・自然公園や自然環境保全地域における動植物の適正な保護・保全に努めます。
- ・野生鳥獣の生育・生息環境の保全や、有害鳥獣による農作物・生活環境被害を考慮した鳥獣保護区の設定に努めます。

●自然保護意識の高揚

- ・自然環境や野生生物などの保護・保全に関する意識の高揚を図ります。
- ・山林の荒廃、動植物の適正な保護、自然環境の保全と地域振興のバランスなど、山が抱えるさまざまな課題に対して関心を高める機会の創出を図ります。
- ・幼少期から大人まで世代に応じた木育・森林環境教育により、森林に対し責任のある行動をとることができる人材づくりをすすめます。

3) 希少動植物の保護

希少動植物の把握や保護等をすすめます。

●希少動植物の保護・保全

- ・国や県のレッドデータブックに基づく絶滅危惧種や希少種の生育、生息状況の把握に努めるとともに、その保護・保全活動をすすめます。
- ・国の保護林制度との連携により、郷土の森や森林生態系保護地域における原生的な森林生態系からなる自然環境の維持や動植物の保護などに努めます。
- ・希少動植物の群生地等で採取などの危険性が高まっている場合は、県等関係機関と協力して保護対策をすすめます。

4) 自然公園等の保全と利用の推進

国立公園、県立自然公園等の日本や地域を代表する自然の風景地の保護と利用の両立を図るため、世界自然遺産やユネスコエコパーク、ジオパーク等、ユネスコが実施・支援する制度等の活用を図ることにより、自然公園等の適正利用をすすめます。

●自然公園等の適正利用の推進

- ・自然公園等における貴重な自然環境の保護と環境保全の意識の高揚を図るとともに、適正な利用につなげる取り組みを推進します。
- ・環境省が委嘱する自然公園指導員などと連携し、動植物の保護や美化清掃、利用にあたってのマナー啓発や事故防止などのアドバイスなど、利用者などへの指導に努めます。
- ・市内7か所に整備された生活環境保全林遊歩道などの維持管理と利用促進を図ります。
- ・観光景観林整備事業による新たな候補地の選定に向けた検討を行います。

●エコツーリズム等の推進

- ・乗鞍岳エコツーリズム推進全体構想に基づき、乗鞍岳や周辺地域の自然環境の保全と適正な利用による持続可能な地域づくりを推進します。

●ジオパーク・ユネスコエコパークの取り組みの推進

- ・飛騨山脈の成り立ちにより形成された地形地質（ジオ）、自然（エコ）、観光（ツーリズム）の融合による中部山岳国立公園及び周辺地域の持続可能な地域づくりを推進します。
- ・白山ユネスコエコパークの理念に基づく環境保護の推進や自然資源の有効活用、地域学習の実施、歴史文化の保存、継承などに取り組みます。

●中部山岳国立公園の活性化

- ・岐阜県中部山岳国立公園活性化推進協議会による地域活性化事業の実施や、奥飛騨ビジターセンターを拠点とした自然体験の提供・情報発信に努めます。
- ・松本高山 Big Bridge 構想の取り組みなどにより、山岳、自然、温泉といった多様な見どころを発信し、誘客に向けたプロモーションを推進します。

基本施策②

自然とのふれあいの創出



現状と課題

- ・市街地における緑地の減少や宅地開発による市街地周辺の農地や里山の減少が懸念されることから、緑化の推進や緑化意識の高揚を図る必要があります。
- ・市内には自然公園や中部北陸自然歩道、生活環境保全林等、多くの自然とふれあう場があることから、必要な施設整備をすすめるとともに、PRを行うことで一層の利用促進を図る必要があります。
- ・本市は、宮川や小八賀川、飛騨川、小鳥川、高原川、庄川等の清流に恵まれた都市であり、河川では、ホテル等の保護・観察や河川活動などが活発に行われています。
- ・森林や河川等の自然空間を活用したエコツーリズムや農林漁業との連携によるグリーンツーリズム等、自然とふれあう機会の充実を図る必要があります。

主な取り組み

1) 緑化の推進と緑化意識の高揚

緑地の整備や保全、緑と親しむ日や緑化月間に合わせた行事、グリーンマーケットの開催などにより、緑化の推進と緑化意識の高揚を図ります。

●公園や緑地の利用促進

- ・地域や市民のニーズを踏まえた公園や緑地などの利用環境の向上を図ります。
- ・市民との協働による公園の清掃や草花の手入れなどによる公園づくりをすすめます。

●緑地の保全・活用

- ・高山市緑の基本計画に基づく公園や都市緑地など、緑とオープンスペースを保全・活用する施策を推進します。
- ・高山市の緑を守り育てる条例に基づく「保存樹・保護地区・保存林」の指定などによる「守るべき緑」の保全、各種支援制度の活用と緑化意識の高揚、市の緑事業と連携した「増やすべき緑」の創出に努めます。

●緑化意識の高揚

- ・都市部自治体と連携し、森林整備及びカーボンオフセットなど地球温暖化対策に資する森づくりを推進します。
- ・緑の保全や自然保護活動などに取り組むよう学校に働きかけ、「みどりの少年団」の結成により、その育成や活動を支援します。
- ・「緑と親しむ日」や「緑化月間」における緑化行事、グリーンマーケットの開催、緑の羽根募金などの実施により、緑化や森林愛護に対する意識の高揚を図ります。

- ・緑の募金を活用した緑化推進事業や市民参加による森づくりをすすめます。

2) 自然とふれあう場の整備

登山道や自然遊歩道等の整備、生活環境保全林や河川環境の維持管理などにより自然とふれあう場の整備をすすめます。

●自然公園等の整備

- ・動植物や自然景観に配慮しながら、登山道や自然遊歩道、公衆便所等の整備をすすめ、自然公園などの美しい自然や山岳景観にふれることによる自然保護に対する理解の促進や利用者の安全確保、利便性の向上を図ります。

●森林資源の活用

- ・市内7か所に整備された生活環境保全林遊歩道などの維持管理と利用促進を行います。

●河川環境の活用

- ・自然環境に配慮した治水整備や防災対策、散策やスポーツのできる緑地や公園、水遊び場、遊歩道などの適正な維持管理に努めます。

●自然とふれあう機会の創出

- ・自然公園や身近な自然環境を活用した山の自然学校や自然環境学習を開催します。
- ・河川や水生生物などに親しみ、河川環境の保全について興味・関心を持つ機会の提供に努めます。
- ・「水の日」や「水道週間」の機会を活用し、水の大切さの周知をすすめます。
- ・豊かな自然を活かした体験プログラムなど、農林業や観光関連団体と連携したグリーンツーリズムやエコツーリズムを促進します。

基本施策③

生物多様性の保全



現状と課題

- ・「多様な自然環境を自然的社会的条件に応じて保全する」、「地域の自然資源を持続可能な方法で利用する」、「長期的な観点から保全及び再生に努める」の基本原則に沿って、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取り組みをすすめています。
- ・宅地開発等の土地造成による生息・生育地の減少や環境の悪化、また乱獲や盗掘、採取など人間の活動が引き起こす負の要因により生物多様性への影響が継続しており、その土地本来の生態系が脅かされています。
- ・かつては薪や炭、屋根葺きの材料等を得る場であった里地里山に人の手が入らなくなった結果、その環境に特有の生き物が危機に瀕しています。一方でイノシシやニホンジカ等の生息数が増加し、分布域が拡大することで深刻な農林業被害や生態系への影響が顕在化しており、今後更に人口減少や高齢化が進むことで影響の進展が懸念されます。
- ・ブラックバスやオオハンゴンソウ等の外来種は、在来生物の生息・生育場所を奪うなど地域固有の生態系を脅かしています。
- ・地球温暖化等の影響による気温の上昇が高山植物や動物等に与える影響が懸念されており、調査研究がすすめられています。

主な取り組み

1) 土地本来の生態系の保全

オオハンゴンソウ等の特定外来生物の防除、在来種を活かした森づくりや環境にやさしい農業などによりその土地本来の生態系の保全をすすめます。

●特定外来生物防除活動の推進

- ・土地本来の生態系を脅かしたり、人や農作物に被害を及ぼしたりする恐れのある特定外来生物の防除をすすめます。
- ・特定外来生物の防除講習会や出前講座、市民との協働イベントを開催します。

●在来種を活かした森づくりや緑化の推進

- ・いのちの森づくりなどの取り組みにより、土地本来の自然環境の保全を推進します。

●環境にやさしい農業の推進

- ・たい肥を使った土づくりや化学合成農薬に頼らない栽培方法による、環境や生態系にやさしい農業を推進します。

2) 里地里山利用の推進

荒廃農地、耕作放棄地の解消対策やグリーンツーリズムの推進、間伐材・林地残材等の木質バイオマスの活用などにより里地里山の保全と利用をすすめます。

●里地里山の有効活用

- ・市街地周辺の里山や身近な緑を保全するための支援や助言、里山の取得、適正な管理による里山景観の保全の推進に努めます。
- ・間伐材の利用拡大や市産材の利用などによる人工林の適正管理や林業の活性化を図ります。
- ・木の駅プロジェクトと連携した「積まマイカー」の運行により、間伐材や林地残材のカスケード利用などによる里山林の維持管理や有効活用を促進します。

●荒廃農地、耕作放棄地解消対策の推進

- ・荒廃農地などの増加を抑えるため、営農の断念がないよう、小規模農家への機械更新支援や非農家など多様な担い手の農地利用の推進に努めます。
- ・中山間地域等直接支払制度や農村環境多面的機能向上事業を継続的に活用するとともに、新規で当事業に参加する組織を増やすよう啓発し、農地・農業用施設の保全活動による耕作放棄地の解消に努めます。

基本目標4 良好な生活環境の確保

身の回りにある美しい空気や水、土壌環境等を良好な状態で保全するためには、それぞれの立場で環境への負荷をできる限り低減した生活を送る必要があります。

歴史的・文化的遺産や景観等は、地域の気候風土と長年の積み重ねの中で醸成してきた貴重な財産であり、保存・継承に努めます。

市民が健康で安全に暮らせる生活環境の確保を図ります。

基本施策① 公害の防止



現状と課題

- ・大気や河川等の調査による監視、公害発生源者への指導や立ち入り検査等を随時実施するなど、良好な生活環境の維持に取り組む必要があります。
- ・家庭や地域における環境美化活動の促進や「高山市ポイ捨て等及び路上喫煙禁止条例」の周知啓発を図る必要があります。
- ・高層建築物等による日照問題や電波障害については、建築基準法等の各種法規や高層建築物による受信障害についての指導要領等に基づき指導を行うほか、周辺地域の生活環境への配慮を促します。

主な取り組み

1) 公害の未然防止

大気や河川環境、騒音・振動・悪臭対策の実施などにより、公害対策の強化を図ります。

●大気環境対策

- ・大気環境汚染物質の排出に関する規制基準の遵守や施設の適切な維持管理に対する指導の充実に努めます。
- ・一般大気環境調査や酸性雨調査などによる監視・観測体制の充実と大気汚染状況の把握に努めます。
- ・市街地外縁部の駐車場の利用などにより公共交通の利用を促進し、大気汚染物質の排出量削減を図ります。
- ・県と連携した焼却炉の適正使用や野焼きの防止など、必要な監視、指導の充実に努めます。
- ・アスベスト含有調査、除却工事に対して助成を行い、市民の健康被害を予防し、生活環境の保全が図られるよう必要な指導や助言を行います。

●騒音、振動、悪臭対策

- ・騒音や振動、悪臭の発生源を有する施設に対する立入検査や関係法令に基づく規制措置の実施、規制基準の遵守や施設の適切な維持管理についての指導の充実に努めます。
- ・一般地域及び主要道路に面した地域での環境騒音測定調査など、監視・観測体制の充実に努めます。
- ・地域生活におけるマナーの向上に向けた普及啓発や地域環境に対する意識の高揚に努めます。

●水環境対策

- ・水環境に係る環境基準の遵守や水質汚濁の発生防止に対する指導の充実に努めます。
- ・主要河川における河川水質調査を実施するなど、監視・観測体制の充実に努めます。
- ・水道水源周辺河川の安全性を確認するため、自主水質検査を実施します。
- ・下水道への接続や浄化槽の設置促進をはじめ、自然環境への負担を軽減するため、調理くずや廃食用油の流出防止など、家庭でできる取り組みを促進します。
- ・下水道施設の整備や長寿命化及び水洗化を促進するとともに、下水道の整備が計画されていない地域における浄化槽の普及に努めます。

●土壌環境、地盤環境対策

- ・有害物質を使用する施設に対する監視・指導の充実に努め、土壌への有害物質の蓄積を防止します。
- ・粉じんや汚水の排水による土壌汚染を防止するため、必要に応じてばい煙・排水の排出量や農薬の使用量等の規制を実施します。

基本施策②

生活環境・景観の保全



現状と課題

- ・本市の貴重な財産である美しい景観を市民・事業者・行政等が協働して保全・活用していく必要があります。
- ・構築物の色彩や高さ、屋外広告物等、景観の形成に大きな影響を及ぼすものについて、基準の見直しなどをすすめる必要があります。
- ・「高山市空家等対策計画」に基づき、地域や関係団体と連携して空家等を有効活用し、まちの魅力向上と良好な景観形成を進めています。
- ・まちの魅力を一層向上させる新たな景観の形成を図っていく必要があります。
- ・豊かな自然や農地、歴史・文化等の地域資源を保全・活用した土地利用をすすめる必要があります。
- ・高齢化の進展によって自分で運転できない人が増え、公共交通の担う役割が増大しており、地域の実情に応じた、効果的で効率的な地域公共交通の運行が求められています。
- ・人口減少、少子高齢化が進展する中、既存の施設を活かした公園の環境整備が求められており、既存の公園を多様な目的で利用できるよう、利用者ニーズを踏まえた整備を行う必要があります。

主な取り組み

1) 地域特性に応じた景観の保全・創出

良好な景観形成の推進や歴史的町並みの保全、景観保全に対する意識の醸成などにより個性ある景観の保全・活用を図ります。

歴史的風致の維持向上や景観と調和した建築物・看板等の整備の促進などにより新たな景観の創出を図ります。

●町並み景観の保全

- ・景観計画の基準の見直しや美しい景観と潤いのあるまちづくり条例に基づく指導、景観重点区域・景観重要建造物の指定などによる良好な景観形成をすすめます。
- ・重要伝統的建造物群保存地区や市街地景観保存区域内の建造物の修理・修景に対する支援や伝統構法木造建築物の耐震化の促進などによる歴史的町並みの保全に努めます。
- ・地域の伝統的な大工技術を活用した修景工事などに対する助成による伝統的な技術の継承と地場産業の振興を図るための指導や助言を行います。
- ・景観重要建造物の修理・修景や生け垣・塀の設置に対する支援、無電柱化の推進や看板等の除去などによる市街地等における景観の保全・向上に努めます。
- ・空家となっている町家等の再生や活用などによる町並み景観の保全に努めます。
- ・空家等対策計画に基づく空家化の予防、適切な管理の促進及び管理不全の是正や危険

空家の除却支援を行います。

●自然景観の保全

- ・市街地周辺の里山や身近な緑を保全するための支援や助言、里山の取得、適正な管理による里山景観の保全を推進します。
- ・歴史的な街道の整備や街道沿いの集落景観の保全などによる農山村景観の保全に努めます。
- ・関係法規等の適正な運用による周辺の生活環境に配慮した宅地開発などの指導、助言を行います。
- ・農業振興地域整備計画による優良農地の確保や農地法に基づく農地転用許可制度の適正な運用などにより、農用地区域の適正利用と田園景観の保全を図ります。
- ・都市計画法に基づく土地利用や建物などの高さ制限により、緑地の保全や眺望景観の保全を図ります。
- ・都市計画制度による土地利用の規制、誘導や、まちづくりに関する計画及び指針に適合させるための必要な指導、助言を行います。
- ・地元町内会等団体を通じた河川清掃により、河川の保全意識の向上を図ります。

●景観保全に対する意識の醸成

- ・美しい景観と潤いのあるまちづくり条例に基づくまちづくり協定の締結をすすめます。
- ・景観町並保存連合会と協働した意識啓発や児童生徒の郷土学習などによる景観保全に対する意識の醸成を図ります。
- ・地域住民の活動への助言や地域住民と市民活動団体の連携強化などによる景観保全に取り組む団体などの育成や支援に努めます。
- ・ごみのポイ捨て等禁止の継続的な啓発、路上喫煙禁止区域の周知、河川の一斉清掃などによる美観意識の醸成を図ります。

●新たな景観の創出

- ・周辺環境や景観との調和に配慮した公共施設整備をすすめます。
- ・屋外広告物設置に対する適切な指導や助言を行います。
- ・景観と調和した優れたデザインの建築物などを表彰する「景観デザイン賞」を実施します。

2) 地域特性や長期的視点での土地利用

土地の実態把握や秩序ある土地利用の促進などにより総合的な土地利用をすすめます。生活に身近な道路環境の向上や利用しやすく特色ある公園づくりなどにより居住環境の整備をすすめます。

●総合的な土地利用

- ・都市計画制度の活用や美しい景観と潤いのあるまちづくり条例に基づく規制・誘導などによる秩序ある土地利用をすすめます。
- ・建築協定・まちづくり協定の締結などによる市民と協働した土地利用をすすめます。

●利便性を高める土地利用

- ・高山駅西地区における複合・多機能施設の整備などによる都市機能の充実やまちの魅力の向上を図ります。
- ・生活に必要な施設の整備やにぎわいのある商業空間の形成などによる中心市街地における都市機能の集積を図ります。
- ・各地域の核となる地区における道路等の基盤整備などによる居住環境の向上を図ります。

●地域特性を活かす土地利用

- ・地域の特性などに応じた計画的な土地利用をすすめます。
- ・自然や歴史的な街道、街道沿いの農山村集落など地域に残る良好な景観の保全・活用に努めます。
- ・重要伝統的建造物群保存地区やその周辺地域における修理・修景、防災対策の実施などによる歴史的町並みの保全をすすめます。
- ・優良農地の確保や農地転用許可制度の適正な運用による農地及び農用地区域の保全に努めます。
- ・地域に適合した樹種の造林などによる森林の整備、住宅付近の里山での自然とのふれあいの場の創出をすすめます。

●安全・安心を確保する土地利用

- ・森林の保全等による災害の防止や水源かん養機能などの確保に努めます。
- ・岐阜県水源地域保全条例及び高山市水道水源保全条例に基づく水源地域の指定による水源保全に努めます。
- ・岐阜県水源地域保全条例に基づき指定された水源地域等、水源かん養林の保護・保全など隣接地域との連携や協力体制の強化に努めます。
- ・県、市の水源地域保全条例に基づく水源地域等の指定の推進を図ります。

●公園や緑地の整備

- ・利用者ニーズを踏まえた施設の改修などによる利用環境の向上を図ります。
- ・中心市街地における回遊性向上を図るための既存ストックの保全や再整備による憩いの場の確保を図ります。
- ・市民と協働した公園の清掃や草花の手入れなどによる公園づくりをすすめます。

●道路環境の整備

- ・高速交通網や地域間連絡交通網、幹線市道の整備などによる幹線道路ネットワークの

構築をすすめます。

- ・ユニバーサルデザインに配慮した道路整備や交通渋滞を緩和する快適で安全な道路環境を推進します。

3) 公共交通の利便性の向上

効果的で効率的な自主運行バスの運行や少量輸送体制の確立、ユニバーサルデザインへの配慮、環境負荷の低減の促進などにより地域公共交通の利便性の向上を図ります。

●地域公共交通の利便性の向上

- ・路線バス・鉄道・タクシー・自家用有償運送との連携や路線及び利用者負担等の見直しなどによる効果的で効率的な自主運行バスの運行に努めます。
- ・公共交通機関の施設・車両に対するユニバーサルデザインへの配慮を促進します。

基本施策③

文化財等の保存・継承



現状と課題

- ・本市の指定文化財や重要伝統的建造物群保存地区は、所有者・管理者・地域の住民による保存会等によって大切に保護・保存されています。所有者等の理解と協力を得ながら、その保存と活用を図る必要があります。
- ・社会情勢の変化により保存意識の低下や後継者不足が進み、伝統文化の保存・継承が困難となることが危惧されているため、祭行事や伝承芸能等の担い手・後継者を育成する必要があります。
- ・歴史遺産や伝統文化の発信と活用を図るとともに、歴史や文化財等に関する知識や保存意識を高める必要があります。

主な取り組み

1) 歴史遺産・伝統文化の保存・継承

文化財の適正な管理や伝統的建造物群の保存・活用をすすめるとともに、郷土教育の推進や学習環境の整備などにより歴史・文化に親しみ理解する機会の充実を図ります。

郷土の歴史・文化の語り部の育成や伝統文化についての意識の向上などにより、郷土の伝統文化や生活文化の継承をすすめます。

●文化財の適正な管理、保護活動の促進

- ・伝統的建造物及びその周辺の環境の調査・再評価による重要伝統的建造物群保存地区（三町伝統的建造物群保存地区、下二之町大新町伝統的建造物群保存地区）の拡大をすすめます。
- ・所有者や保存団体への支援などによる文化財の適正な管理をすすめます。
- ・天然記念物や史跡等の保存環境の整備などによる保護活動の充実を図ります。
- ・建築基準法等の規制緩和や伝統構法木造建築物耐震化マニュアルの運用などによる伝統的建造物群の保存・活用をすすめます。
- ・美しいふるさと認証団体の活動の顕彰による郷土愛の醸成や保護活動の促進を図ります。
- ・文化財関連施設における展示や歴史資料の活用などによる郷土教育を推進します。
- ・郷土の歴史や伝統文化に関する知識や認識の向上を図ります。

●伝統文化や生活文化の継承

- ・ユネスコ無形文化遺産である高山祭の屋台行事等の祭礼行事を維持継承するための支援などの検討をすすめます。
- ・先人の偉業の顕彰・啓発などによる郷土教育の充実を図ります。

- ・日本遺産に登録された「飛騨匠の技・こころ」のストーリーを語る上で欠かせない、魅力あふれる有形や無形の様々な文化財群の総合的な整備・活用による地域の活性化を図ります。
- ・歴史的に価値のある建造物・遺跡・伝承芸能・歴史資料等の公開などによる活用をすすめます。
- ・飛騨高山まちの博物館などの文化財関連施設における展示や歴史資料の活用、景観町並保存連合会等の各種団体や学校・地域との協働などによる郷土教育をすすめます。
- ・啓発冊子の発行や講座の開催などによる郷土の歴史・伝統文化に関する知識や認識の向上を図ります。

基本目標5 未来につなぐ人づくり

豊かな自然環境を保全し健康で文化的な生活を将来にわたって持続するためには、市民、事業者、行政などが一体となって協働して取り組むことが重要です。

情報共有や環境学習の推進、環境保全団体の育成などにより、自発的に行動できる環境にやさしい人づくりをすすめます。

基本施策①

環境教育・環境学習の推進



現状と課題

- ・環境問題への関心や理解を促し、主体的な環境活動の実践につなげるため、環境に関する情報の収集、整理を図るとともに、積極的な情報発信を行い、市民との情報の共有をすすめる必要があります。
- ・本市では、こどもから大人まで市内のさまざまな動植物や自然環境を学ぶことができる環境学習を開催し、市民等への環境教育や環境学習の機会を提供しています。
- ・地球温暖化対策や生物多様性保全、ごみ処理など、環境問題は多岐にわたり複雑化しているため、幅広いテーマで学習機会を提供する必要があります。
- ・環境に配慮した家庭習慣や地域習慣を後世に確実に継承するために、家庭や地域の理解と協力・実践を図る必要があります。
- ・身近な地域での環境活動を活性化するため、学校や家庭、地域の連携による環境学習・環境教育の充実を図る必要があります。

主な取り組み

1) 環境教育・環境学習の充実

自然環境学習・ワークショップ・出前講座の開催などにより環境学習をすすめます。

●環境教育・環境学習の機会の提供

- ・森林の多面的機能や林業などについて理解を深めるため、「ぎふ木遊館サテライト施設」を拠点に、多世代を対象とした木育・森林環境教育の場を提供します。
- ・自然保護や郷土の自然に対する意識を醸成する自然環境学習や山の自然学校を開催します。
- ・特定外来生物の防除講習会や出前講座により、生物多様性の重要性について学ぶ機会の提供に努めます。

第3章 施策の展開

基本目標5 未来につなぐ人づくり

- ・水生生物による河川水質調査（カワゲラウォッチング）の実施により、河川環境の保全について興味・関心を持つ機会の提供に努めます。
- ・生涯を通じて環境教育・環境学習を受けることのできる機会や情報の提供に努めます。
- ・大学や企業、市民活動団体等、環境に関する専門的な知見を有する団体などと連携した学習機会の提供に努めます。
- ・小中学校の授業における地球温暖化や生物多様性などの環境問題に関する学習の推進を図ります。
- ・地球温暖化やエネルギー、自然環境などについて学ぶ子ども大学の開催を推進します。
- ・各種団体の環境に関する学習機会の創出に向けた講師派遣を行います。

基本施策②

環境に配慮したライフスタイルの推進



現状と課題

- ・地域の緑地や公園の保護をはじめ河川環境の保全、古い町並や景観の保護・保全、史跡や文化財の保存・継承、資源回収やリサイクル活動、自然保護など多種多様な活動が団体や個人により行われています。こうした活動は、地域の環境保全や環境教育、地域社会の融和などに大きな貢献をしており、これらの活動を促進するとともにその連携の強化や活動団体への支援など市民活動の活性化を図る必要があります。
- ・多様化する市民ニーズや地域課題に対応するため、市民、事業者、団体、行政が協働して持続可能なまちづくりに取り組む必要があります。

主な取り組み

1) 環境に配慮した活動の推進

市民、事業者、団体など様々な主体が環境に関する意識を高め、日常生活やそれぞれの活動において、環境に配慮した行動を行う人づくりをすすめます。

●環境保全活動の推進

- ・まちづくり活動に取り組む団体などの育成や活動を支援するとともに、地域住民と市民活動団体の連携強化などによる環境保全活動を推進します。
- ・多様化する市民ニーズや地域課題に対応するため、住民、町内会、まちづくり協議会、市民活動団体、学校、事業者など、地域づくりの様々な担い手の協働により、地域の環境問題などに取り組む環境の整備をすすめます。
- ・緑化推進事業での花苗や花木の配布など、身近な生活環境の保全活動に取り組みます。
- ・高山市ポイ捨て等及び路上喫煙禁止条例に基づく取り組みを推進します。

●環境意識の醸成

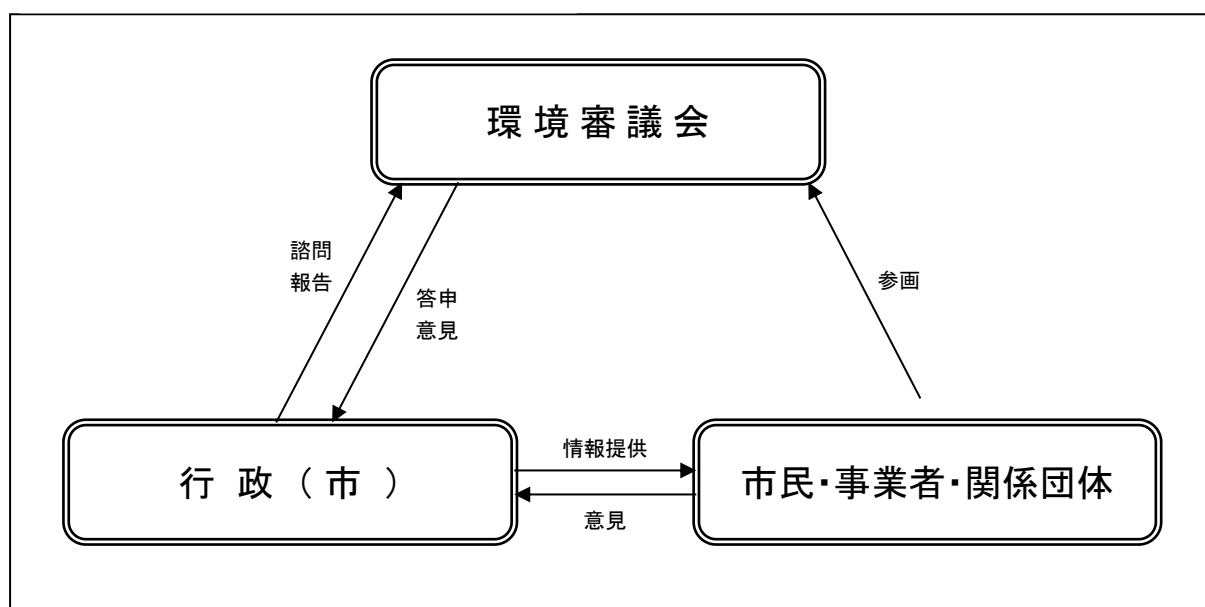
- ・高山市快適環境づくり市民会議を通じて、自然や環境保全に対する意識啓発の促進や、循環型社会の形成に向けた市民・団体・事業者などの環境配慮行動への意識の高揚を図ります。
- ・「環境の日」や「ごみゼロの日」などの機会を活用した環境美化運動に対する意識の啓発を図ります。
- ・ペットなどの飼育について、飼い主のマナー向上や特定外来生物の飼育、譲渡などの禁止についての意識の啓発を図ります。
- ・脱炭素社会の実現や循環型社会の形成、自然との共生に向けた行動変容につながる周知啓発、関係イベントの開催などを行います。

第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制

環境基本計画の推進にあたっては、市民、事業者、関係団体及び市が、それぞれの役割や責任を認識し、協働により取り組みます。

高山市環境基本計画の推進体制



2. 進捗管理

毎年、市における施策の実施状況や環境に関する新たな取り組み等を環境審議会に報告し、いただいた意見を施策に反映しながら取り組みを進めます。

3. SDGsの推進

SDGsは、国連サミットで採択された2030年を期限とする17の持続可能な開発目標です。

高山市環境基本計画に関連する目標は、各基本施策の見出しにアイコンで示し、SDGsの趣旨を踏まえ持続可能なまちづくりに取り組みます。

4. 各主体・組織の構成・役割

1) 市民・事業者（市民団体、事業者団体等を含む）

役 割

- ・この計画に基づいて環境に配慮した行動や事業活動に積極的に取り組みます。
- ・「高山市快適環境づくり市民会議」等で示される取り組みについて、積極的に実践します。

2) 高山市環境審議会

構 成

- ・生活、自然、社会及び地球環境問題に識見を有する者のうちから、市長が委嘱する15名以内で構成します。

役 割

- ・市長から諮問があった場合には、計画の見直しについて審議し、答申を行います。
- ・環境に関する計画や制度について審議します。

3) 高山市環境行政推進会議

構 成

- ・市役所内における横断的組織として関係部局で構成します。

役 割

- ・必要に応じて、環境行政に関する基本方針及び計画の策定や、環境の保全、創造及び教育に関する調査、研究を行います。

4) 高山市エコオフィス推進委員

構 成

- ・市役所内における職場のエコオフィスを推進するために所属長が推薦する職員で構成します。
- ・本庁内各課・室、支所、出先施設、学校、消防本部・分署・出張所に各1名

役 割

- ・温室効果ガス排出量削減目標の達成に向けた各職場での意識啓発を行います。
- ・温室効果ガス調査を実施します。
- ・その他実行計画達成に向けた各種取り組みを行います。

参考資料

1. 高山市環境基本条例(平成7年3月20日条例第32号)

高山市環境保全基本条例(昭和47年高山市条例第5号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、豊かで快適な環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、自然と共生しながら世界に誇る文化を形成した先人の知恵を活かしつつ、豊かで快適な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 豊かで快適な環境の保全及び創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを考慮して、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来にわたって継承されるよう積極的に推進しなければならない。

2 豊かで快適な環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷をできる限り低減する行動を行うことにより、積極的に推進しなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることを考慮して、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、豊かで快適な環境の保全及び創造を図るため、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

(1) 公害及び災害の防止、廃棄物の削減、廃棄物の適正処分及び再利用、省資源、省エネルギー、交通体系の確立、居住環境の整備、秩序ある土地利用、歴史的及び文化的資産の保存、景観の保全等生活環境に関すること。

(2) 森林の保全及び活用、河川の浄化、緑化の推進、自然景観の形成、自然保護等自然環境に関

すること。

(3) 地域社会の融和、伝統的文化の保存及び創造、健全な青少年の育成等社会環境に関すること。

(4) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層の保護、野生生物の保護管理等地球環境保全に関すること。

(市民の責務)

第5条 市民は、その日常生活において、豊かで快適な環境の保全及び創造に積極的に努めるとともに、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する豊かで快適な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の少ない原材料等を使用するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、豊かで快適な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する豊かで快適な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(環境基本計画)

第7条 市長は、豊かで快適な環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ高山市環境審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更についてもこれを準用する。

(環境への配慮)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、豊かで快適な環境の保全と創造に配慮しなければならない。

(推進体制)

第9条 市は、環境施策を実効的かつ総合的に推進するため、体制を整備、充実するよう努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第10条 市は、市民及び事業者が、豊かで快適な環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者が自ら活動を行う意欲が増進されるようにするため、教育及び学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自主的活動の推進)

第11条 市は、市民、事業者又はこれらの者が構成する団体が行う豊かで快適な環境の保全及び創造のための自主的活動に対し、支援、助言等を行うことができる。

(環境情報の提供)

第 12 条 市は、豊かで快適な環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに活動の促進に資するため、豊かで快適な環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(市の指導等)

第 13 条 市は、豊かで快適な環境の保全及び創造を図るため必要と認めるときは、市民、事業者等に対し、支援、指導、勧告、助言等を行うことができる。

(国、県、他の市町村、国際機関等との協力)

第 14 条 市は、必要があると認められるときは、国、県、他の市町村、国際機関等(以下「国等」という。)と協力して施策を推進するとともに、国等に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(環境影響評価)

第 15 条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(高山市環境審議会)

第 16 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、高山市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 基本計画に関し、第 7 条第 2 項に規定する事項を処理すること。

(2) 市長の諮問に応じ、環境に関する重要事項を調査審議すること。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 17 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、生活、自然、社会及び地球環境問題に識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第 18 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

(高山市の緑を守り育てる条例の一部改正)

第 2 条 高山市の緑を守り育てる条例(昭和 52 年高山市条例第 33 号)の一部を次のように改正する。

第1条中「高山市環境保全基本条例(昭和47年高山市条例第5号)第7条」を「高山市環境基本条例(平成6年高山市条例第32号)第4条」に改める。

(高山市市街地景観保存条例の一部改正)

第3条 高山市市街地景観保存条例(昭和47年高山市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「高山市環境保全基本条例(昭和47年高山市条例第5号)第12条」を「高山市環境基本条例(平成6年高山市条例第32号)第4条」に改める。

附 則(平成11年12月7日条例第16号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2. 高山市環境審議会

(任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日)

役職	団体等	氏 名
会 長	高山市快適環境づくり市民会議	河 渡 正 暁
副会長	高山市森づくり委員会	中 田 広 之
委 員	高山市民憲章推進協議会	中 村 健 史
委 員	荘川町まちづくり協議会	小 瀬 洋 美
委 員	高山市農業委員会	鴻 巣 明 久
委 員	高山商工会議所女性会	中 田 和 子
委 員	認定NPO法人 まちづくりスポット	竹 内 ゆみ子
委 員	中部電力パワーグリッド株式会社 高山支社	山 田 倫 章
委 員	濃飛乗合自動車株式会社	脇 本 裕 司
委 員	岐阜県飛騨県事務所	安 田 明 弘
委 員	高山市教育研究会	表 英 代
委 員	一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センター	戸 田 里 美
委 員	国土交通省自然環境アドバイザー	大 森 清 孝
委 員	環境省自然公園指導員	小 林 正 直
委 員	飛騨高山小水力発電株式会社	井 上 博 成

(計画策定時。敬称略)

用語集

【あ行】

IPCC

気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略称。国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）との協力のもとに設置された国際機関で、人為的な気候変動のリスクに関する最新の科学的・技術的・社会経済的な知見をとりまとめて評価し、各国政府に助言と勧告を提供することを目的としている。

IPCC 第六次評価報告書

IPCCが5～6年ごとにその間の気候変動に関する科学研究から得られた最新の知見を評価し、評価報告書にまとめて公表するもの。第6次報告書（AR6）は、令和3（2021）年に発表された。

アスベスト

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物のこと。「せきめん」「いしわた」と呼ばれるもので、その繊維は極めて細く飛散しやすく、人が長期間大量に吸入することで肺がん等を発症する可能性があるため、昭和50年に原則禁止され、現在は製造等が禁止されている。

いのちの森づくり

土地本来の樹種による本物の森をつくることに、市民が参加することで、いのちを守り遺伝子を繋ぐ森の役割と生物多様性保全について理解を深めることを目的に行う取り組みのこと。

一般廃棄物

主に家庭から排出される廃棄物のことを指し、工場等事業所から排出される産業廃棄物と区別されている。産業廃棄物に指定されている19種類を除いた、商店、事務所、工場等から排出される廃棄物は、事業系一般廃棄物という。

美しいふるさと認証制度

ふるさとの有形無形の伝統文化や文化財の保存活用、または美しい景観の保全などを目的とした団体や個人の活動を認証する制度。住民の郷土愛の醸成や地域の持続的な維持発展ならびに今後の活動に対する士気の高揚を目指すもの。

エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。

エコドライブ

運転時にアイドリングを控えたり、急ハンドルや無理な追い越しをしないなど、注意深い運転方法を行うことにより、燃料消費を節約し、二酸化炭素の排出を低減する環境に配慮した自動車運転方法のこと。

エスディージーズ(SDGs)

平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された 2030 年までの達成を目指す「誰一人取り残さない」持続可能な 17 の目標。

エルイーディー(LED)

LEDとは発光ダイオード (Light Emitting Diodes) の略であり、照明、電球、ライト、テレビ等幅広い分野で利用されている。省エネ、長寿命などメリットが多く環境保護、地球温暖化防止の観点からも意味は大きいとされている。

オゾン層

オゾンは酸素原子 3 個からなる化学作用の強い気体のこと。成層圏 (10~50 km) に多く存在しており、このオゾンの多い層を一般的にオゾン層という。成層圏オゾンは、太陽からの有害な紫外線の多くを吸収し、地上の生態系を保護している。また成層圏の大気を暖める役割があり、地球の気候の形成に大きく関わっている。近年、フロン等に起因する塩素、窒素によるオゾン層の破壊が進行し、有害紫外線の増加が懸念されている。

温室効果ガス

海や陸等、地球の表面から宇宙へ向かう熱エネルギー(赤外線)を閉じ込めて大気の気温を上昇させる性質(温室効果)を持つガスのこと。代表的な温室効果ガスに、二酸化炭素、メタン等がある。

温室効果ガス吸収源

森林を構成している樹木は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収するとともに、酸素を発生させながら炭素を蓄え成長するため、森林が二酸化炭素吸収源として大きな役割を果たしている。成長期の若い森林は、成長に合わせて二酸化炭素の吸収量が増加し、成熟した森林は年数を重ねるごとに吸収量が低下するといわれている。

【か行】

化石燃料

石油、石炭、天然ガス等、地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源のことで、動植物等の死骸が地中に堆積し、長い年月をかけて地圧や地熱により変成されてできたもの。

家電リサイクル法

一般家庭や事務所から排出された家電製品(エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律。

カーボンオフセット

市民、企業、NPOやNGO、自治体等の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、クレジットを購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施することなどにより、その排出量の全部又は一部を埋め合わせること。

カーボンニュートラル

事業者等の事業活動等から排出される温室効果ガス排出量の全てを他の場所で排出削減・吸収量でオフセットして、排出量をプラスマイナスでゼロにしようとする考え方。

カワゲラウォッチング

小中学生や高校生、水質保全団体等の参加を得て身近な河川に棲む生物を調べることにより、河川の水質に対する理解や水質の保全及び浄化の重要性に対する認識を深めることを目的に実施する水生生物による水質調査のこと。

環境影響評価制度

道路、空港、ダム事業などのような大規模な開発行為は、環境に著しい影響を及ぼす恐れがあるため、事前に環境への影響を十分に調査、予測、評価し、その結果を公表して、地域住民等関係者の意見を聞くなどの環境への配慮を行う総合的な手続きのこと。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい、環境に関する基準のこと。大気汚染、水質汚濁、土壌、ダイオキシン類、騒音等に係る環境基準が定められている。

環境基本法

環境の保全についての基本理念として「環境の恵沢の享受と継承など」「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築など」「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の3つの理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにしたもの。平成5(1993)年11月12日に成立、同11月19日に公布、施行。

気候変動適応法

地球温暖化による気候変動の影響は既に様々なところに現れていて、今後さらに深刻化するおそれがあるため、現在生じており、また将来予測される被害の防止・軽減等を図る気候変動への

適応を初めて法的に位置付けたもの。平成 30（2018）年 6 月制定、同年 12 月 1 日施行。

木の駅プロジェクト

「木の駅」と呼ばれる拠点集積所に持ち込まれた間伐材の対価を地域通貨で支払うことにより、林地残材の有効活用をすすめる、地域通貨による地域内経済の循環を図る取り組み。

共生

異なる種類の生物が、互いの行動や生理活動において緊密な関係を保ちながら生活している現象のこと。自然保護や整備を通じて社会経済活動と自然環境を調和させること。

郷土の森

地域における象徴としての意義を有する等により、森林の現状の維持について地元市町村の強い要請のある森林を保護し、併せて地域の振興に資することを目的とした保護林のこと。

グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

グリーンマーケット

自然や環境について楽しみながら理解を深めることを目的として、高山市快適環境づくり市民会議が行うイベントの一つ。

【さ行】

再生可能エネルギー

太陽光、風力、地熱、中小水力、バイオマスなど、温室効果ガスを排出せず、永続的に利用することができるエネルギー。

30by30（サーティ・バイ・サーティ）

令和 12（2030）年までに、陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標で、令和 4（2022）年 12 月に生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」における令和 12（2030）年グローバルターゲットの 1 つ。

里地里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域のこと。里地里山は、特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材等、自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域とされている。

里山林

居住地域の近くに広がり、薪炭用材や落葉の採取などを通じて、地域住民に継続的に利用されることにより、維持管理されてきた森林のこと。

産業廃棄物

工場、事業場における事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、製紙業等から出る紙くず、木製品製造業等から出る木くず、ゴムくず、金属くず、建設廃材、畜産業に係る動物の糞尿等のこと。産業廃棄物は、事業者が自らの責任で、これによる環境汚染を生じさせないよう適正に処理する責務がある。

酸性雨

二酸化硫黄(SO₂)や窒素酸化物(NO_x)等を起源とする酸性物質が雨・雪・霧等に溶け込み、通常より強い酸性を示す現象のこと。酸性雨は、河川や湖沼、土壌を酸性化して生態系に悪影響を与えるほか、コンクリートを溶かしたり、金属に錆を発生させたりして建造物や文化財に被害を与えるとされる。

ジオパーク

ユネスコの支援によって設立された「世界ジオパークネットワーク」が認定する自然公園を世界ジオパークという。地球科学的価値を有する「大地の遺産」を保護しつつ、それらを地域の教育や科学振興、観光事業に活用し、持続可能な方法で地域を活性化させることが要求される。国内には、世界ジオパークとは別に、日本ジオパーク委員会により認定を行う日本ジオパークがある。

自家消費型

再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社に売電せず、周辺の建物などで消費する仕組みのこと。

市街地景観保存区域

歴史上意義を有する建築物等が周囲の自然的環境と調和し、高山市の伝統と文化を具現及び形成している地域として指定された区域のこと。

事業系一般廃棄物

商店、事務所、工場等から排出される廃棄物のうち、廃掃法で指定された19種類の産業廃棄物以外の廃棄物のこと。

資源ごみ

紙、鉄くず、アルミニウム、ガラスびん、布等、再生利用可能なごみのこと。

自然公園

優れた自然の風景や生物の多様性において、これを保護し確保することを国及び地方公共団体の責務とした「自然公園法」に基づいて指定される地域であり、環境大臣が指定する国立公園・国定公園、都道府県知事が指定する都道府県立自然公園がある。

指定文化財

文化財保護法や文化財保護条例で保護の対象として指定されている文化財のこと。「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「伝統的建造物群」の5種類があり、学術的、歴史的に貴重なもの。

重要伝統的建造物群保存地区

日本の文化財保護法に規定する文化財種別のひとつで、市町村が条例等により決定した伝統的建造物群保存地区のうち、文化財保護法第144条の規定に基づき、特に価値が高いものとして国が選定したもののこと。

循環型社会

資源の有効利用と廃棄物対策等推進のため「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで、物質の効率的な利用やりサイクルを進めることにより資源の消費を抑制し、環境への負荷低減をめざす社会のこと。

省エネルギー

石油、石炭、森林等の限りある資源エネルギーの消費を極力少なくするため、より少ないエネルギー消費量で同様の社会的・経済的効果を得られるようにする取り組みのこと。

省エネルギー基準(次世代省エネルギー基準)

国が定める断熱化基準の通称のことで、住宅全体の断熱性能に関する「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断と基準」及び、外壁、窓等の断熱性能に関する「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針」によって定められている。

小水力発電

一般河川や農業用水、砂防ダムなどで利用される水のエネルギーを利用し、水車を回すことで発電する方法。一定量の電力を安定的に供給することが可能であるほか、一度発電所を整備すれば、数十年にわたり発電が可能である。

食品リサイクル法

食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進することを目的に制定された法律。

食品ロス

食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品のこと。小売店での売れ残りや期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し、食材の余りなどが主な原因とされる。食品ロスを減少することにより、廃棄物の発生抑制だけでなく、温室効果ガスの排出削減などの環境負荷の低減効果があるとされる。

親水性

河川等で水に触れたり、接したりすることで水に親しむことができる能力や機能のこと。

森林経営計画

森林所有者や森林の経営の委託を受けた者が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画のこと。

森林生態系保護地域

原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資することを目的とした保護林のこと。

水源かん養林

雨水を吸収し蓄えることで、良質な地下水に浄化するとともに、河川へ流れ込む水の量を安定させ洪水や渇水を防ぐ働きをもつ森林のこと。

水質汚濁防止法

国民の健康を保護し生活環境を保全するため、公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図ることを目的として制定されたもので、工場及び事業場から公共用水域に排出される水及び地下に浸透する水について規制するとともに、排出された汚水等によって人の健康に被害が生じた場合の損害賠償の責任について定めた法律。

3R(スリーアール)

環境への負荷の少ない循環型社会を形成するために、廃棄物処理に関して行う3つの取組みのこと。「発生抑制(Reduceリデュース)」「再使用(Reuseリユース)」「再生利用(Recycleリサイクル)」のことで、これら3つの頭文字をとって「3R(スリーアール)」という。

生活環境保全林

荒廃した森林や活力の低下した森林を改良し、花木や実のなる木の植樹、歩道や利用施設の整備を行うことにより、市民の保健休養や自然観察の場として利用することを目的にした森林のこと。

生態系

ある地域における食物連鎖等の生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を、総合的にとらえた生物社会のまとまりを示すもの。

生物多様性

地球上にはさまざまな個性や違いを持つ生き物が存在すること。また、人間も含めたその生き物たちが直接的または間接的につながっていること。

世界自然遺産

世界的な見地から見て観賞上、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有する特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動植物種の生息地、自然の風景地等が対象とされ、世界遺産条約に基づきユネスコが登録するもの。世界自然遺産に登録されるためには4つの評価基準「地形・地質」「生態系」「自然景観」「生物多様性」のいずれかを満たす必要がある。

絶滅危惧種

さまざまな要因により個体数が減少し、絶滅の危機に瀕している種の分類を示すもの。一般的には、レッドデータブックに記載されている動植物種全般に対して使われているが、種の存続の危機状況に応じて、1) 絶滅の危機に瀕している「絶滅危惧種」、2) 現在の状況が続けば近い将来絶滅に瀕する「危急種」、3) 生息条件の変化によって容易に「危急種」あるいは「絶滅危惧種」に移行する可能性のある「希少種」等に分類されている。

ZEH（ゼッチ）

エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅。

ZEB（ゼブ）

エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建物。

ゼロカーボン

企業や家庭から排出される二酸化炭素などの温室効果ガス（カーボン）を削減し、削減しきれない排出量を森林の吸収分として相殺して、実質的に排出量を0（ゼロ）にすること。

【た行】

ダイオキシン

有機塩素系化合物の一種である、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)を略してダイオキシンと呼んでいるが、ダイオキシン類は、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)およびコプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)の3種類の化合物の総称で、塩素の数や位置によって200種以上もの同族体が存在する。

高山市環境配慮事業所認証制度

環境に配慮した取り組みに積極的に取り組む事業者を市が認証し、他の事業者への取り組み内容の波及と市民の環境配慮意識の高揚を図る制度。

高山市水道水源保全条例

水道水源の水質の汚濁を防止し、安全で良質な水およびその水量を確保するため、水源の保全を図り、清浄で豊かな水道水を将来にわたって市民が享受できることを目的として、平成 26(2014)年 12 月に制定した条例。

高山市の緑を守り育てる条例

市の緑豊かな生活環境を確保するため、緑化の推進及び緑地の保全に関し必要な事項を定めた条例。

高山市ポイ捨て等及び路上喫煙禁止条例

市民や事業者、土地所有者等及び市が協働して環境の美化を図り、もって快適な生活環境を確保し、国際観光都市にふさわしい環境の整備に資することを目的に制定された条例。市全域でのたばこの吸い殻や空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のふんの放置、路上喫煙禁止区域での路上喫煙をそれぞれ禁止している。

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

脱炭素社会

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いて、実質的に温室効果ガス排出量をゼロにする社会のこと。

地殻変動

地球内部のエネルギーによって地殻（地球の表面を形作る岩石の層）が変形・変位を起こす運動のこと。

地球温暖化

大気に含まれる二酸化炭素等の温室効果ガスは、太陽エネルギーで暖められた地球からの熱を吸収し、再放射することによって地表温度を保っているが、石油等の化石燃料を大量に燃やして使用することで、温室効果ガスの濃度が上昇し、地球の平均気温の上昇や気候変動などが生じること。

地球温暖化対策地域推進計画（地球温暖化対策実行計画（区域施策編））

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出削減等のための総合的な計画であり、市町村は努力義務となっている。

地球温暖化対策地域推進計画（事務事業編）

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、事務及び事業に関する温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画であり、すべての地方公共団体に策定義務がある。

地球環境問題

国や地域を越えて地球規模で広がり、地球全体に影響を及ぼす環境問題をいう。酸性雨、オゾン層の破壊、地球温暖化、有害廃棄物の越境移動、海洋汚染、野生生物の種の減少、熱帯雨林の減少、砂漠化、開発途上国の公害問題の9つが代表的な地球環境問題とされている。

蓄電池

充電することにより電気が蓄えられ電池として使用できるとともに、放電後に再度充電することによって繰り返し使うことができる電池のこと。

地熱発電

地下に掘削した坑井から噴出する天然蒸気を用いてタービンを回して行う発電方式。沸点の低い媒体を加熱し、その蒸気でタービンを回すバイナリー方式もその一つ。昼夜を問わず安定した発電が期待できる一方、立地地区が公園や温泉地などと重なるため、地元関係者との調整が必要不可欠となる。

鳥獣保護区

野生鳥獣の保護、増殖を図るために捕獲を禁止する区域のこと。この区域においては、特に鳥獣の保護繁殖を図る必要があるところを「特別保護地区」に指定し、野生鳥獣の生息に影響を及ぼす行為を制限している。

積まマイカー（間伐材収集運搬事業）

高山市内の間伐材中間集積所（木の駅）に集められた間伐材の運搬を支援することにより、間伐材の木質バイオマスエネルギー利用を促進するとともに林地残材の有効活用をすすめ、地域通貨による地域内経済の循環を図る取り組みの通称。

デコ活

脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動のことで、環境省により二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）意味の脱炭素（Decarbonization）とエコロジー（Eco）から作られた愛称。

デポジット方式

缶・びん等の保証金を上乗せして販売し、それらの改修の際に保証金を返金する制度のこと。

電気自動車（EV）

バッテリー(蓄電池)に蓄えた電気でモーターを回転させて走行する自動車のこと。排出ガスが一切なく、発電所での排出ガスを考慮しても低公害性が高く、走行中の騒音も大幅に減少されている。

電動車

電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HEV）のこと。国は「令和 17（2035）年までに、乗用車新車販売で電動車 100%」という目標を掲げている。

天然記念物

学術上貴重で価値の高いものとして、文化財保護法に基づき指定されたもので、動物(生息地、繁殖地、飛来地を含む)、植物(自生地を含む)、地質鉱物(特異な自然の現象を生じている土地を含む)がある。天然記念物のうち、特に重要なものは「特別天然記念物」に指定されている。また国指定のほか、都道府県、市町村が条例に基づき指定するものもある。

特定外来生物

外来生物の中で、農林水産業、人の生命・身体、生態系へ被害を及ぼすもの、または及ぼす恐れがあるものの中から、外来生物法に基づき指定された生物のこと。

【な行】

2050 年カーボンニュートラル宣言

2020（令和 2）年 10 月、政府は 2050（令和 32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、いわゆるカーボンニュートラルを目指すことを宣言したもの。

日本遺産

地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するもの。ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としている。

ネイチャーポジティブ（自然再興）

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることで、自然保護だけを行うものではなく、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させていく考え方。令和 5（2023）年 3 月に閣議決定された生物多様性国家戦略 2023-2030 において、令和 12（2030）年までにネイチャーポジティブを達成するという目標が掲げられている。

燃料電池自動車(FCV)

燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車のこと。ガソリン内燃機関自動車が、ガソリンスタンドで燃料を補給するように、燃料電池自動車は水素ステーションで燃料となる水素を補給する。走行時に排出するのは水蒸気のみ。

農地転用許可

農地の転用とは、農地を農地以外の用途に転換することをいい、転用する場合は農地法第4条または農地法第5条による許可が必要となる。

野焼き

元来は、牛馬の放牧や採草地としている野草地に、火を入れて焼く作業のことをいうが、廃棄物の分野では、廃棄物を野外で焼却することを一般的に「野焼き」という。

【は行】

ばい煙

「大気汚染防止法」では、燃料その他の燃焼、熱源としての電気の使用、合成、分解その他の処理により発生する硫黄酸化物、ばいじんおよびカドミウム等の有害物質のことをいう。

バイオマス

生物資源(bio)の量(mass)のことで、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」とされている。「生物由来の有機資源」とは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から、生物が光合成によって生産した有機物のこと。

ハイブリッド自動車

ガソリンエンジン又はディーゼルエンジンのような内燃機関と、電気モーター等の原動機を併用し、それぞれの利点を生かすことで省エネと低公害を実現している自動車のこと。大気汚染物質の排出量は少なく、低燃費であるため温室効果ガスの排出も低減されている。電気については、走行中に充電し外部からの充電は不要。

パリ協定

平成27(2015)年にパリ郊外で開催された国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議(COP21)で採択された気候変動問題に関する国際的な枠組み。世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して「2℃よりも十分に低く」抑え、さらに「1.5℃に抑えるための努力を追求する」こと、また21世紀後半には人間活動による温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることの、2つの大きな目標を掲げている。

飛騨高山まちの体験交流館

市民や観光客の交流、伝統文化や地場産業の振興を図ることを目的とした施設。歴史的価値のある建物を活用し整備した施設内で、一位一刀彫、有道しゃくし、庖丁道の実演・体験や、さるぼぼ、組紐、木版画などの体験ができる。

飛騨高山まちの博物館

城下町の形成と町家文化をテーマに高山の成り立ちや、継承されている文化等を展示する博物館。14の展示室には、高山祭や町家、城下町の成り立ちなど、また郷土ゆかりの文人や美術、飛騨にゆかりの深い円空等それぞれのテーマで展示されている。

V2H (Vehicle To Home)

Vehicle To Home（ビークルトゥホーム＝クルマから家へ）は、EV（電気自動車）やPHEV（プラグインハイブリッド車）にバッテリーとして搭載されている電池から、電力を流用して家庭などで使用することができるシステムの総称。

フードドライブ

家庭で使い切れない未使用食品を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動。

不法投棄

廃棄物を決められた方法で処理するのではなく、農地や山林等に不法に捨てることをいう。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物は排出者が自己管理するか、一定の資格を持つ処理業者に委託しなければならないとされている。

プラグインハイブリッド自動車

家庭用電源等から充電できるタイプのハイブリッド自動車で、走行時に二酸化炭素や排気ガスを出さない電気自動車のメリットとガソリンエンジンとモーターの併用で遠距離走行ができるハイブリッド自動車の長所を併せ持つ自動車のこと。

フリーマーケット

公園等を会場に、市民が中古品や不用品等を持ち寄って売買や交換を行う市のこと。各家庭などに眠っている不用品を捨てずに持ち寄り、必要とする人に安く販売することによって、ごみの減量や資源の再利用につながる運動。

分別収集

家庭から排出されるごみを、市町村が行う処理方法に応じて分類して収集すること。可燃物、不燃物、粗大ごみ、資源ごみ等、分別にはいくつかの方法がある。ごみを処理するには、ごみの種類ごとに分類されていると処理しやすく、また資源化、再利用のためにも有効となる。

ペレットストーブ

木材工場から排出される樹皮やおが粉、端材等の残材、廃材を細かい顆粒状まで砕き、それを圧縮して棒状に固めて成形した固形燃料(木質ペレット)を燃料としたストーブのこと。

保安林

森林法に基づき、水源かん養、砂防、風水害の予防、風致保存、生活環境の保全などの特定の公共目的のために、農林水産大臣または都道府県知事によって保護指定された森林のこと。保安林においては、その保全と適切な施業による保安機能の確保のため、伐採・放牧・土石採掘などが制限されている。

保護林制度

保護林とは原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業及び管理技術の発展、学術研究等に資することを目的として、区域を定め、自然環境の保全を第一とした管理経営を行うことにより、保護を図っている国有林野のこと。保護林は、(1) 森林生態系保護地域、(2) 森林生物遺伝資源保存林、(3) 林木遺伝資源保存林、(4) 植物群落保護林、(5) 特定動物生息地保護林、(6) 特定地理等保護林、(7) 郷土の森の7種類に分類される。

【ま行】

松本高山 Big Bridge 構想

中部山岳国立公園南部地域を間に挟み、松本市街地と高山市街地を繋ぐ横断ルートを Big Bridge (ビッグブリッジ) と位置付け、多彩で上質な体験と滞在ができる魅力的な観光ルートに磨き上げる構想。

見える化

エネルギーの見える化とは、電気やガスなどのエネルギー使用量がリアルタイムで確認できるような機器を設置し表示する仕組みのこと。エネルギー使用量を逐次把握することができるため、具体的な省エネルギー対策の取り組みが行いやすくなる。

水の日

水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について国民の関心を高め、理解を深めることを目的に国が定めた日。毎年8月1日を「水の日」、この日を初日とする一週間を「水の週間」として全国的に水に関する啓発行事を実施。平成26(2014)年に施行された水循環基本法によって法定化された。

木質バイオマス

木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼び、主に、樹木の伐採や造林時に発生した枝、葉等の林地残材や製材工場等から発生する樹皮等がある。

【や行】

山の自然学校

自然に関する専門家の案内により、ふるさとの山をめぐり、四季それぞれいろいろな生き物や自然の姿を観察し、ふるさとの自然について学ぶことを目的に開催する高山市の取り組み。

有害物質

人間の健康に被害を与えるおそれがある物質のこと。有害物質には急性毒性をあらわすものや、生体内に蓄積されて慢性毒性をあらわすもの等がある。大気汚染防止法では、カドミウム、塩素、フッ素、鉛、窒素酸化物等をいい、水質汚濁防止法では、カドミウム、シアン、有機リン、鉛、クロム(六価)、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB等を有害物質に指定している。

ユニバーサルデザイン

最大限可能な限り全ての人々に利用しやすい環境と製品のデザインのこと。バリアフリーはもともとあったバリア(障害)を取り除くことであるが、ユニバーサルデザインは最初から取り除かれているもの。

ユネスコ

ユネスコ(国際連合教育科学文化機関: UNESCO)は、各国国民の教育、科学、文化の協力と交流を通じて、国際平和と人類の福祉の促進を目的とした国際連合の専門機関のこと。

ユネスコエコパーク

ユネスコエコパーク(生物圏保存地域: BR (Biosphere Reserves))は、昭和51(1976)年にユネスコが開始した、生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目的とする取り組みのこと。

ユネスコ無形文化遺産

芸能(民族音楽・ダンス・劇など)、伝承、社会的慣習、儀式、祭礼、伝統工芸技術、文化空間などの無形の文化遺産を保護するために、ユネスコが「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」を策定し、その保護をすすめようとするもので、平成28(2016)年12月に「高山祭の屋台行事」を含む日本の「山・鉾・屋台行事」の登録が決定した。

【ら行】

リサイクル

不用となった廃棄物を、そのまま、または加工するなど、なんらかの必要な手を加えて再度活用すること。

リターナブル容器

返却されることにより再利用が可能な容器のこと。

リデュース

廃棄物の発生自体を抑制すること。事業者は、原材料の効率的利用や使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化等の取り組みが、また消費者は、使い捨て製品や不要な物を購入しない、廃棄物を分別・減量して家庭からの発生量削減に努めるなどの取り組みが必要とされている。

リユース

使用を終えた製品を、基本的な形を変えずに他の利用法で用いること。また、修理して使ったり、使用しなくなっても必要としている人に譲ったりして、長く使用することもリユースとなる。

林地残材

立木を丸太にする際に出る枝や葉、梢端部分、森林外へ搬出されない間伐材等、通常は林地に放置される残材のこと。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある種を的確に把握し、一般への理解を広めることにより、野生生物の保全を図る目的のため、環境省が作成・公表したレッドリスト(日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト)を基に、日本の絶滅のおそれのある野生生物の種についてそれらの生息状況等を取りまとめたもの

発 行
企画編集

高 山 市
高山市森林・環境政策部環境政策課
〒506-8555 岐阜県高山市花岡町2丁目18番地
TEL 0577-32-3333（代表）